

都市ガスの小売全面自由化と ガス料金改定のお知らせ

1. 都市ガスの小売全面自由化が実施されます

- ・平成 29 年 4 月から都市ガスの小売全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選ぶことができる制度となります。
- ・現在のところ当地域へ新規参入するガス小売事業者は見込まれていませんが、今後、新規参入するガス小売事業者が当地域でガス供給を行うときは、その事業者からガスを購入することも選ぶことができるようになります。

■契約条件（約款）を変更します

平成 29 年 3 月 31 日時点で、家庭用などの一般契約や温水暖房契約などの選択ガス供給契約をご契約いただいているお客さまにつきましては、平成 29 年 4 月 1 日以降、供給条例などのご契約内容（以下、約款）を変更させていただきます。

【主な変更内容】

- ・他の都市ガス小売事業者へ契約を切り替える場合は、市（ガス上下水道局）との契約については解約の手続きをとらせていただきます。
- ・市では約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の約款に異議がある場合、解約することができます。（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様とします。）
- ・ガス料金など、約款を変更（契約期間の延伸を含みます。）する場合は、その変更内容や新たな契約期間を書面やホームページ等でお客さまにお知らせします。
- ・その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、約款を変更しています。

上記の変更内容をご承諾いただける場合は、特段の手続きは不要です。

- ・上記変更内容をご承諾いただき、平成 29 年 4 月以降も引き続き、当市の都市ガスを使用される場合は、お手続きは不要です。変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、ガス上下水道局お客さま係へご連絡ください（解約の手続きを取らせていただきます）。

■その他

- ・お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」を設定します。
- ・「供給地点特定番号」は、毎月の検針時に配布する「使用量のお知らせ」に記載されている8桁の『お客様番号』とします。

2. 都市ガス料金を改定します

- ・平成29年4月以降の都市ガス料金を別紙のとおり改定します。
詳細は、別紙「ガス料金改定のお知らせ」をご覧ください。

3. 使用者名義のご確認をお願いします

- ・現在、当局へお届けいただいている使用者名義は、毎月の検針時に配布している「使用量のお知らせ」の宛名名義となっています。
- ・名義人の死亡や転居等により、実際の使用者と名義人が異なる場合、重要なお知らせが届かないこと等が考えられます。使用者と名義人の一致にご協力をお願いします。
- ・名義変更が必要な場合は、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

〒949-2235

妙高市大字関山 1200 番地 1

妙高市ガス上下水道局 お客様係

TEL0255-74-0053 (直通) 有線 6-7255

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)